**令和６年度大和町割増商品券発行事業実施要綱**

くろかわ商工会

**１．目　　的**

本事業は、地域商業活性化の方策として、大和町内に所在する商店等にて使用できる割増商品券を発行し、物価・燃料価格高騰の影響により低迷する個人消費の喚起を促しながら、消費者の生活支援と購買力の町外流出防止、また地元商店街の賑わいと地域経済の活性化、町内経済の発展に寄与するものである。

本年度も昨年度に引き続き、大和町を舞台に大ヒットとなった映画「殿、利息でござる！」をモチーフとした「アサヒナ十三郎商品券」を２回発行し、映画にて注目された大和町を町内外に発信するとともに、相乗効果、一体化、更には町内商店等との連携による売上向上と賑わいの創出により、地域経済の活性化と発展に貢献することを目的に実施する。

**２．商品券の販売について**

（１）名　　称　　アサヒナ十三郎商品券

（２）商品券販売日　　【第１回目】令和　６年　６月　１日（土）～

　　　　　　　　　　【第２回目】令和　６年１０月　１日（火）～

（３）販売場所　　町内指定事業所にて販売

（４）販売価格　　５,０００円（５００円券　１２枚綴り１セット）

（５）割増率　　２割増（１，０００円）

（６）販売数量　　８，０００セット（発行総額４，８００万円分）

　　　　　　　　　　【第１回目販売数量】４，０００セット（発行総額２，４００万円）

　　　　　　　　　　【第２回目販売数量】４，０００セット（発行総額２，４００万円）

（７）販売制限　　第１回目、第２回目それぞれお１人様**４セット**まで。（各２万円分）

**３．取扱事業所の募集について**

（１）参加資格くろかわ商工会に加入しており、大和町に所在するフランチャイズ店

を含む小規模事業所（1,000㎡未満の小売店）

※大型店・チェーン店・本部直営のコンビニ等は除く

（２）参加料無　料

（３）募集期間　　**令和　６年　５月　８日(水)**までとするが、商品券発行期間中は

随時受付けるものとする。

（４）取扱店の申込　　商品券の取り扱いを希望する事業者は、別紙参加申込書に必要事項を署名もしくは記名押印の上、くろかわ商工会大和事務所へＦＡＸ　（３４５－０８９０）又は直接商工会に提出するものとする。

　　　　　　　　　　※今年度も、第１回目・第２回目通しての申込となります。

（５）取扱店の周知　　店頭に取扱店ポスターを掲示する。

**４．商品券の取扱について**

（１）使用期間　　 【第１回目】令和６年　６月１日（土）～令和６年９月３０日（月）

　　　　　　　　　 【第２回目】令和６年１０月１日（火）～令和７年１月３１日（金）

※**期限後は無効**

（２）使用方法　　　商品の販売、役務の提供及びサービスの提供を対象に、現金と同様の

扱いとして引き受ける。ただしつり銭は支払わない。

（３）対象外商品等　以下のものは、商品券の使用対象外とする。

　　　　　　　　　　　①出資や債務の支払い

②たばこ・商品券・ビール券・酒券・図書券

③切手・官製はがき・印紙

④プリペイドカード

⑤回数券・乗車券・定期券

⑥仕入等の事業資金

⑦遊技場での利用

⑧換金性の高いものや国・公共団体への支払い

**５．商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）**

（１）本券は、大和町内の参加取扱事業所のみで使用できます。

（２）本券は、現金とはお引換えいたしません。

（３）本券で他の商品券、公共料金等の支払い及び有価証券・たばこ等の購入は出来ません。

（４）本券に発行者印及び番号のないものは無効です。

（５）本券の盗難、紛失又は滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。

（６）本券では釣り銭は支払われません。

**６．商品券の換金ついて**

（１）換金方法 換金方法は、加盟店が商工会に商品券を持参し、所定の請求書に記入して請求する。原則として金曜日締め、翌週金曜日支払とし、**指定口座（七十七銀行吉岡支店）**に振り込むこととする。指定口座以外（七十七銀行本店・他支店含む）への振込を希望される場合は、振込手数料を差し引きの上、振り込むこととする。

（〆切日が祝祭日の場合は翌営業日とし、振込日も同様とする。）

（２）換金手数料　 無料

（３）換金期間　　【第１回目】令和６年６月７日（金）～令和６年１０月２５日（金）

　　　　　　　　　【第２回目】令和６年１０月４日（金）～令和７年２月２８日（金）

　　　　　　　　　 午前９時～午後４時とする。（但し、土、日、祝祭日は除く。）

（４）支払日

|  |  |
| --- | --- |
| 受付日 | 支払日 |
| 金曜日締  （受付日が祝祭日の場合は翌営業日） | 翌週金曜日  （金融機関営業日外の場合はその翌営業日） |

**７．アサヒナ十三郎商品券「販売促進チラシ」発行事業**

**≪目　　的≫**

アサヒナ十三郎商品券発行に伴い、取扱店での商品券の利用を促すことを目的に、販促チラシを作成し、商店街での利用促進に努める。

（１）参加対象者　　アサヒナ十三郎商品券取扱店事業所

（２）申込方法　　令和６年度割増商品券チラシ申込書に必要事項及び掲載内容を記載

の上、くろかわ商工会大和事務所に**参加費を添えて申込を行う**。

（本年度は、第１回目と第２回目を一括して募集する）

（３）参加費　　１コマ　３，０００円（２回分）　※先着２０コマ

（４）募集内容　　アサヒナ十三郎商品券利用促進に係る各店のＰＲ広告

（５）掲載対象期間　　本チラシ折込日より商品券利用期間内におけるイベントが対象

　　　　　　　　　　【第１回目】令和６年６月１日（土）～令和６年９月３０日（月）

　　　　　　　　　　【第２回目】令和６年１０月１日（火）～令和７年１月３１日（金）

（６）チラシ発行日　　商品券発売日の前日

【第１回目】令和６年　５月３１日（金）

　　　　　　　　　　【第２回目】令和６年　９月３０日（月）

（７）新聞折込範囲　　大和町内全域

（８）チラシサイズ　　Ｂ４両面

（９）広告コマサイズ　　１コマ　縦４センチ×横６センチ

**８．アサヒナ十三郎商品券発行に係るアンケート調査事業**

**≪調査目的≫**

割増商品券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定する為、商品券購入者に対しアンケート調査を実施し、事業の効果測定を実施する。

（１）調査方法　　商品券購入者を対象に、売出し開始日から２ヶ月後の末日までの間に商品券購入者の使用状況に関するアンケートを実施する。

　　　　　　　　　【第１回目】令和６年　６月１日（土）～令和６年　７月３１日（水）

　　　　　　　　　【第２回目】令和６年１０月１日（火）～令和６年１１月３０日（土）

（２）回答用紙の配布　 商品券販売時（令和６年６月１日（土）、令和６年１０月１日（火））に商品券購入者に対しアンケート用紙を配布する。

（３）回答用紙の回収 販売時に配布したアンケート用紙にご記入の上、販売店にアンケート回収ボックスを設置し収集する。